

会員の入退会に関する規側

(目的)

第1条 この規程は、当協会定款第6条の規定に基づき、当協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 当協会への入会を希望する者（以下、「入会希望者」という。）は、別に定める入会申込書及び指定の書類を理事会に提出しなければならない。

2 入会希望者の当協会への入会の可否は、次の各号に掲げる内容を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

- (1) 当協会の目的に賛同するものであること。
- (2) 正会員の場合、不動産クラウドファンディング事業に携わる、または関心のある法人又は団体
- (3) 法人会員の場合、本項2号に該当しない法人であること。
- (4) 正会員又は法人会員いずれか1社より推薦を受けている者、もしくは理事会で定める審査基準を満たす者
- (5) 入会希望者が以前当協会の会員であった場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないこと。
- (6) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- (7) 特別会員においては理事会で特に認める実績のある者

3 代表理事は、理事会において入会の可否を決定したときは、事務局をして入会希望者に通知しなければならない。

4 正会員は、当協会が運営する不動産クラウドファンディングデータベース（RCDB）に関する情報の提供を求められた場合、これに応じなければならない。

5 当協会は、会員の情報を会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 会員は、別に定める「会費等に関する規則」に従い、入会金及び年会費を当協会に納付するものとする。

(退会・退会勧告・会員の資格の喪失)

第4条 当協会定款第8条の定めのとおり、会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、当協会で作成したガイドライン、その他の規則に違反していると理事会で認められた場合、当該会員に対し理事会から期限を定めて改善を要請する。指定された期限内

一般社団法人 不動産クラウドファンディング協会

での改善が見られない時は、理事会にて当該会員に対して退会勧告を行う。当該会員が退会勧告に従わない場合、理事会は社員総会に定款第9条第1項1号に規定する社員総会決議による除名を付議するものとする。

- 3 会員の資格喪失については定款第10条に定めるとおりとなる。
- 4 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿より当該会員の情報を抹消するものとする。

(変更)

第5条 この規程は、定款第7条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この規程は、2024年10月18日から施行する。